

大島町公共浄化槽等整備推進事業に関する事業契約を締結したので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和3年3月31日

東京都大島町長 三 辻 利 弘

1 公共施設等の名称

大島町公共浄化槽

2 事業の実施場所

大島町内

3 選定事業者の名称

東京都大島町野増字下センバ441番1

大島町浄化槽 PFI 事業株式会社

代表取締役 大石 誠一

4 公共施設等の整備等の内容

大島町内における、浄化槽設置にかかる広報及び啓発  
浄化槽及び付帯施設設置のための土地調査、設計及び建設業務  
維持管理対象施設の維持管理業務及び使用料徴収業務  
その他、本事業実施に必要な業務

5 契約期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

6 契約金額

浄化槽の規模、種類ごとに定める買取及び維持管理業務費用の1基当り単価

7 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。(甲は大島町、乙は選定事業者)

(乙の債務不履行による甲の解除)

第54条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 浄化槽の年間設置基数が年度別目標設置基数80基を大幅に下回ることが明らかであると認められるとき。
- (2) 維持管理・使用料徴収業務について本事業契約及び関係図書に従った義務の履行を行わない場合であって、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙が、正当な理由なく、是正しないとき。
- (3) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議し若しくは申し立てたとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本事業契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本事業契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、次の各号に掲げる事由が発生した場合には、乙とその対策について協議を実施することを前提とし、乙に対し、書面による通知をしたうえで、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、第2号及び第3号の規定にかかわらず、融資団（本事業に要する資金を乙に対して融資する者をいう。以下、同じ。）が本事業契約における乙の履行能力を確保するため、乙の株主に代替する第三者（ただし、甲が承認したものに限り。）を新たな株主として選定した場合には、この限りではない。

- (1) 乙が、本事業を放棄したとき。
- (2) 乙の株主又は構成企業等が破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算等の手続についてこれらの者の取締役会において手続開始申立の決議がなされ若しくはその申立てを行い、又は第三者（これらの取締役を含む。）によりその申立てがなされたことにより、本事業契約に基づく事業の継続が困難となったとき。
- (3) 乙、乙の株主又は構成企業等の財政状態が著しく悪化し、本事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に判断されるとき。
- (4) 乙が甲に提出する書類に著しい虚偽記載を行ったとき及び監査済財務書類において適正意見がなされなかったとき。

3 前各項の規定により本事業契約が解除された場合には、乙は、次の各号に掲げる額の合計額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 解除された事業年度における維持管理業務費用の合計額の10分の1の額。
- (2) 解除された事業年度における使用料徴収業務費用の合計額の10分の1の額。
- (3) 解除された事業年度における住民サービス業務費用の合計額の10分の1の額。

(4) 浄化槽設置に関し、年度別目標設置基数 80 基に平均 1 基当たり施工単価 880,775 円を乗じた金額 70,462,000 円の 10 分の 1 である 7,046,200 円。

- 4 第 1 項又は第 2 項において、甲が本事業契約を解除した場合、甲と乙は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、竣工しているものについては買取りを実施し、竣工していないものについては、その工事の進捗状況に応じて、甲が買取り又は撤去させることができるものとする。又、この際、甲は、乙に対し、甲に生じた損害を請求することができるものとする。
- 5 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定に基づく解除並びに第 4 項に基づく措置により甲が受けた損害額が第 3 項の違約金の額を上回るときは、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。

(契約の終了)

第 62 条 甲は、本事業契約の仮契約締結日以降の法令変更若しくは不可抗力により本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約履行のために多大な費用を要すると判断した場合は、乙と協議のうえ、本事業契約を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき本事業契約を解除した場合、甲と乙は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、竣工しているものについては買取りを実施し、竣工していないものについては、その工事の進捗状況に応じて、甲が買取り又は撤去させることができるものとする。
- 3 第 1 項に基づく解除の場合において、乙に合理的な追加費用又は損害が生じたときは（乙又は構成企業等が付保した保険により填補される部分を除く）、法令変更による解除の場合には当該追加費用又は損害は甲が負担し、不可抗力による解除の場合には第 54 条第 3 項各号に掲げる業務費用の額の合計額の 100 分の 1 に相当する部分までは乙が負担し、それを超える部分については甲が負担するものとする。

(不可抗力による諸事実の通知義務)

第 63 条 乙は、浄化槽の建設期間中を除き、本事業契約の仮契約締結日以降の不可抗力により、浄化槽が関係図書に従い設置できなくなった場合、維持管理対象施設が本事業契約に従い維持管理できなくなった場合、使用料の徴収ができなくなった場合又は浄化槽が滅失又は毀損した場合は、それら諸事実の詳細内容を書面にて直ちに甲に通知する。

(不可抗力の影響の早期除去)

第 64 条 甲及び乙は、不可抗力により本事業契約の全部又は一部が履行不能となった場合又は不可抗力により浄化槽への重大な損害が発生した場合は、協力して当該不可抗力の影響を早期に除去すべく対応する。

(不可抗力による義務)

第 65 条 甲及び乙は、第 63 条の通知時点以降、本事業契約に基づく各々の義務が不可抗力により履行不能となった場合、当該義務の履行を免れる。ただし、甲又は乙は、不可抗力により相手方に生ずる損害を最小限にするよう努力する。

(不可抗力による追加費用の負担)

第 66 条 甲及び乙は、甲が乙から第 63 条に規定する通知を受領した場合は、本事業契約に特段の定めがある場合を除き、当該不可抗力に対応するために速やかに対応策及び追加費用の負担につき協議する。

## 8 契約終了後の措置

事業契約終了後の維持管理業務は、本事業とは別の事業で実施することとしており、以下の事業契約書の条項のとおりである。(甲は大島町、乙は選定事業者)

(契約終了後の措置)

第 57 条 乙は、本事業契約が終了した場合には、甲に対し、速やかに、浄化槽等施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

以上